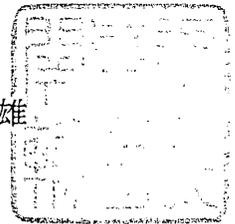


関自旅2第6517号の3
平成14年1月17日

社団法人 全国個人タクシー協会関東支部
支部長 本間嗣治殿

関東運輸局長
上子道雄



一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金の申請に際し、
原価計算書を省略できる場合について

標記について、別紙のとおり公示したので了知のうえ、傘下事業者に対し周知徹底されたい。

別紙・・・公示文

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の申請に際し、
原価計算書を省略できる場合について

道路運送法施行規則第10条の3第3項により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の申請に原価計算書その他の運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付が必要ないと認める場合を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月17日

関東運輸局長 上子道雄

記

1. 申請しようとする基本運賃が、公示した自動認可運賃と同一である場合。
2. 申請しようとする運賃及び料金が、訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送サービスに限り適用される場合。

附則

本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。

附則（平成16年3月31日 一部改正）

本公示は、平成16年4月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。